

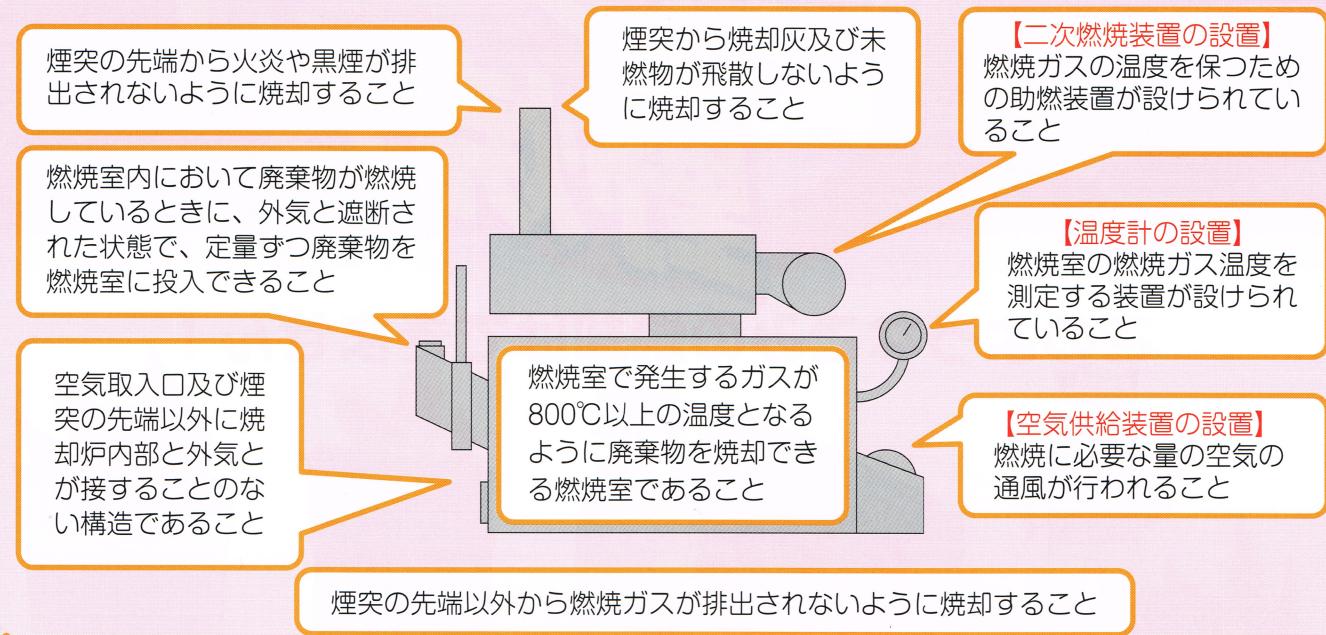
焼却禁止の例外

廃棄物処理法に定められた処理基準に従って行う場合	・下図「廃棄物焼却炉の法定基準の例」を参照 ※産業廃棄物処理施設（法第15条第1項）の場合、例示以外の基準も適用されます。	
他の法令又はこれに基づく処分により行う場合	・家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却など ・あへん法によるあへんの焼却など	
次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合	①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却 ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却 ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの	河川敷の草焼き、道路敷の草焼きなど 災害等の応急対策、火災予防訓練など 「しめ縄、門松等」を焚く行事など 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却など 落ち葉焚き、キャンプファイヤー

例外規定に該当する焼却であっても、近隣への迷惑になる場合は、行政指導の対象になることがあります。

参考 廃棄物焼却炉の法定基準の例

廃棄物を焼却炉で焼却するためには、窒素酸化物等の大気汚染物質やダイオキシン類の発生を抑制するため、少なくとも下図の構造を満たす必要があります。（大小にかかわらず全ての焼却炉に適用されます。）



小型焼却炉導入の際の注意点（購入する前によく考えよう！）

事業活動から生じた廃棄物を焼却した際に生じる焼却灰は、産業廃棄物の「燃えがら」に該当します。「燃えがら」は産業廃棄物処理基準で管理型最終処分場等で最終処分することが定められています。そのため、自社の小型焼却炉で焼却した際に生じる焼却灰を烟等に還元することは原則認められません。小型焼却炉を導入する際には、購入費、燃料費、維持管理費（燃えがらの分析費、処分費、施設の修繕費）をしつかり積算した上で導入メリットを考えることが不可欠です。

【問い合わせ先一覧】

北部保健所生活環境班 TEL 0980-52-2636
中部保健所環境保全班 TEL 098-938-9787
南部保健所環境保全班 TEL 098-889-6799
宮古保健所生活環境班 TEL 0980-72-3501
八重山保健所生活環境班 TEL 0980-82-3243

県環境部環境整備課 TEL 098-866-2231
〔那覇市内の場合〕
那覇市環境部廃棄物対策課 TEL 098-951-3231
平成28年2月発行

